

本件に関する皆様からのご質問およびご回答

弊所および弊所社員弁護士上野晃に対する本年8月7日付けの東京弁護士会による1か月間の業務停止処分に関し、お寄せいただいているご質問について、以下のとおりご回答申し上げます。

なお、弊所社員弁護士上野晃以外の弊所所属弁護士については、上記業務停止処分の対象ではございませんので、当該弊所所属弁護士個人にご依頼いただいている事件について上記業務停止処分による影響はございません。

【すべてのご依頼者様へ】 Q1～Q5

【建物明渡請求をご依頼いただいている方へ】 Q6～Q11

【弊所より債権回収に関する連絡（電話、書面）を受けられた方へ】 Q12～Q14

【離婚、相続その他の一般民事事件をご依頼の方】 Q15～Q19

【すべてのご依頼者様へ】

Q1 依頼している事件はどうなるのか

委任契約は、原則としてすべて終了となり、継続を希望される場合のみ、例外と

して、引き続き事件処理を行います（ただし、事件処理の再開は、本年9月8日以降となります）。

委任契約を終了するか否かについては、弊所から、委任契約の終了について確認する旨の書面を、ご依頼者様全員に順次お送りいたします。

委任契約を終了される場合も、お送りする書面にてその旨ご回答ください。お預かりした委任状や書類の原本等があればお返しし、今後引継ぎをいたします（書面のご返送期限内にご返送がなかった場合も同様です）。委任契約の継続を希望される場合には、同封する同意書にご署名ご捺印をいただき、書面を弊所にご返送ください。

Q2 書面はいつ頃来るのか

本年8月13日以降、順次書面を発送しております。ご到着まで今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

Q3 委任契約が終了した後はどうすればよいのか

委任契約が終了した後は、①ご自身で対応いただくか、②ご依頼者様が新たに他の弁護士に委任いただく形となります。

Q4 依頼している事件に関するメールに返信がない。電話が繋がらない

上記業務停止処分に伴い、本年9月6日まで、弊所は、電話対応等、受任した事件に関するすべての弁護士業務を行うことができません。詳細は、すべてのご依頼者様へお送りしているご案内をご覧くださいようお願い申し上げます。

Q5 連絡が復旧するのはいつか

上記業務停止処分期間以降である本年9月8日以降、順次復旧の見込みとなっております。ご迷惑をおかけしてしまい誠に申し訳ございません。

【建物明渡請求をご依頼いただいている方へ】

Q6 委任契約を終了したい場合はどうすればよいか

上記Q1のとおり、弊所からお送りする書面にてその旨ご回答ください。

Q7 委任契約を継続したい場合はどうすればよいか

上記Q1のとおり、委任契約の継続を希望される場合には、弊所からお送りする同意書にご署名ご捺印をいただき、書面を弊所にご返送ください。

Q8 業務停止期間中に裁判期日（執行期日）がある場合はどうなるのか

業務停止期間中に裁判期日がある場合は、まず、弊所から裁判所へ、弊所が業務停止処分を受けており、弊所弁護士が出廷できない旨ご連絡いたします。指定され

ている期日の取り扱いについては、裁判所の判断もございますので、詳細を確認されたいという場合には、お手数をおかけしますが、ご依頼者様にて直接裁判所にご確認いただけますようお願いいたします。

Q9 業務停止期間後に期日が指定されている場合はどのような対応になるのか

上記の場合であっても、業務停止処分に伴い、原則、委任契約は終了となり、委任契約が終了した後につきましては、上記Q3のとおりとなります。

例外として、委任契約継続の同意書をご返送いただきました案件については、業務停止期間終了後、引き続き弊所にて手続を進めてまいります。もっとも、上記Q4のとおり、事件に関する連絡等に関しては、本年9月6日まで行うことができませんので、その旨ご了承ください。

Q10 家賃保証会社を利用している状況で、委任契約が終了となった場合、弁護士費用の精算についてはどうなるのか

家賃保証会社をご利用で、建物明渡請求に関する委任契約を終了される場合、弊所は、ご依頼者様から料金等をいただいておりますので、弁護士費用の精算はございません。

Q11 家賃保証会社を利用していない状況で委任契約を終了する場合はどうなるのか

ご質問の場合であっても、基本的には、上記Q8およびQ9と同様です。もっと

も、家賃保証会社を利用していない状態で、委任契約を終了する場合には、個別に事件の処理状況に応じた弁護士費用の精算が必要となりますので、委任終了の書類が確認でき次第、別途、詳細をご案内いたします。

【弊所より債権回収に関する連絡（電話、書面）を受けられた方へ】

Q12 電話がつながらないがどうなっているのか

上記Q4のとおり、弊所は、上記業務停止処分に伴い、本年9月6日まで、弊所は、電話対応等、受任した事件に関するすべての弁護士業務を行うことができません。弊所から債権回収に関する連絡を受け取られた方は、お手数をおかけしますが、各債権者様宛に直接ご連絡ください。

Q13 支払いについて相談や、問い合わせをしたい

上記Q4のとおり、弊所は弁護士業務を行うことができないため、支払いの相談を含め、債権債務についての問い合わせに関しましても、各債権者様宛に直接ご連絡ください。

Q14 振込先口座はどうなるのか

従来、弊所法人名義口座あてに振込を行っていた方につきましては、振込口座は

各債権者様の口座に変更となります。お手数をおかけしますが、各債権者様宛に、
直接ご連絡ください。

【離婚、相続その他の一般民事事件をご依頼の方】

Q15 依頼している事件はどうなるのか

原則として、委任契約は終了となります。委任契約を終了される場合は、上記Q
1のとおり、弊所からお送りする書面にてその旨ご回答ください。

Q16 委任契約を継続したい場合はどうすればよいか

上記Q 1のとおり、弊所からお送りする同意書にご署名ご捺印をいただき、書面
を弊所にご返送ください。

Q17 業務停止期間中に裁判期日があるが、どうすればよいか

業務停止期間中に裁判期日がある場合は、まず、弊所から裁判所へ、弊所が業務
停止処分を受けており、弊所弁護士が出廷できない旨ご連絡いたします。指定され
ている期日の取り扱いについては、裁判所の判断もございますので、詳細を確認さ
れたいという場合には、お手数をおかけしますが、ご依頼者様にて直接裁判所にご
確認いただけますようお願いいたします。

Q18 委任契約の継続を希望する場合で、業務停止期間後に期日が指定されている場

合はどのような対応になるのか

上記の場合であっても、業務停止処分に伴い、原則、委任契約は終了となります。例外として、委任契約の継続をご希望の場合には、停止期間終了後、引き続き弊所にて手続を進めてまいります。もっとも、上記Q4のとおり、事件に関する連絡等に関しては、本年9月6日まで行うことができませんので、その旨ご了承ください。

Q19 委任契約を終了した場合、弁護士費用についてはどうなるのか

個別の事件の処理状況に応じた費用の精算が必要ですので、別途、詳細をご案内いたします。